

総社市文化財保護審議会規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市文化財保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市文化財保護条例(平成17年総社市条例第117号)第10条第2項の規定に基づき、文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び文化財の保護に関し高い識見を有する者から、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、観光プロジェクト課において処理する。

(その他)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。